

一般社団法人福島県医師会定款施行細則

定款 69 条の規定に基づき、福島県医師会定款施行細則を次のように定める

目 次

- 第 1 章 会員及び会費（第 1 条－第 4 条）
- 第 2 章 選挙管理委員会（第 5 条－第 14 条）
- 第 3 章 役員を選任（第 15 条－第 38 条）
- 第 4 章 代議員及び予備代議員の選出（第 39 条－第 45 条）
- 第 5 章 議長及び副議長の選定（第 46 条－第 47 条）
- 第 6 章 裁定委員の選任（第 48 条）
- 第 7 章 選挙運動（第 49 条）
- 附 則

第 1 章 会員及び会費

（入会申込書、退会届出書及び異動報告書）

第 1 条 定款第 8 条の規定に基づく会員の入会申込書、退会届出書及び異動報告書の様式は、理事会が定める。

（入会年月日）

第 2 条 本会への入会は、郡市地区等医師会を経由して、本会に送付された入会申込書に記載してある入会年月日をもって本会の入会年月日とする。

（本会退会年月日）

第 3 条 本会からの退会については、所属の郡市地区等医師会を経由して、本会に送付された退会届出書に記載してある退会年月日をもって本会の退会年月日とする。

（会費、負担金及び徴収方法）

第 4 条 定款第 9 条第 2 項の規定による会費の額及びその徴収方法については、毎年代議員会の決議を経て定める。

2 定款第 9 条第 2 項の規定による負担金の額及びその徴収方法については、必要に応じその都度、代議員会の決議を経て定める。

第 2 章 選挙管理委員会

（設 置）

第 5 条 本会に選挙管理委員会を置く。

（所掌事務）

第 6 条 選挙管理委員会は、定款第 34 条及び第 36 条に基づく本会の役員等の選任、第 35 条に基づく会長、副会長及び常任理事の選定、第 22 条及び第 24

条に基づく代議員会の議長及び副議長の選定並びに第 51 条に基づく裁定委員の選任に関する事務を管理する。

- 2 選挙管理委員会は、前項の選任及び選定が公正かつ適正に行われ、本会の品位が保持されるよう啓発に努めるとともに、候補者及び関係者を指導監督しなければならない。

(選挙管理委員)

第 7 条 選挙管理委員会は、議事運営委員会に定めるブロックごとに、本会会員の中から選出される計 9 名の委員をもって組織する。

- 2 前項の委員が欠けたときは、そのブロックはなるべくすみやかに後任者を選出するものとする。

(任期)

第 8 条 選挙管理委員の任期は 2 年とし、定款第 34 条第 1 項の役員の選任が行われる年の 4 月 1 日をもその始期とする。ただし、前条第 2 項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、選挙管理委員の任期が満了しても、後任者が選出されるまでは、引き続き、その職務を行うものとする。

(兼職の禁止及び立候補等の制限)

第 9 条 選挙管理委員は、本会の役員、代議員、予備代議員、裁定委員、顧問及び参与を兼ねることができない。

- 2 選挙管理委員は、本会の役員、代議員、予備代議員及び裁定委員の候補者になることができない。

- 3 選挙管理委員は、第 6 条で所掌する選任及び選定並びに定款第 17 条及び第 19 条に基づく本会の代議員及び予備代議員の選出に関する選挙運動を行うことができない。

(予備選挙管理委員)

第 10 条 本会に、予備選挙管理委員を置く。

- 2 予備選挙管理委員は、選挙管理委員に事故があるときにはその職務を代理し、選挙管理委員が欠けたときはその職務を行う。

- 3 予備選挙管理委員は、議事運営委員会に定めるブロックごとに、本会会員の中から計 9 名選出されるものとする。

- 4 第 7 条第 2 項（後任者の選出）、第 8 条（任期）及び第 9 条（兼職の禁止及び立候補等の制限）の規定は、予備選挙管理委員について準用する。

(委員長及び副委員長)

第 11 条 選挙管理委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置き、それぞれ委員が互選する。

- 2 委員長は、選挙管理委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときにはその職務を代理

し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(運 営)

第 12 条 選挙管理委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 選挙管理委員会は、委員半数以上の出席がなければ、議事を開き決議することができない。

3 選挙管理委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。

(事 務)

第 13 条 選挙管理委員会の事務は、本会事務局において行う。

(選挙管理委員会への委任)

第 14 条 この細則に定めるもののほか、選挙管理委員会の運営に関し必要な事項は、選挙管理委員会が定める。

第 3 章 役員の選任

(役員選任の細則)

第 15 条 定款第 34 条第 1 項及び第 36 条の規定に基づく役員の選任は、本章の定めるところによる。

(選任に関する必要事項の通知)

第 16 条 選挙管理委員会は、役員の選任にあたっては、あらかじめ、選任に関する必要な事項について、その要旨を郡市地区等医師会長に通知しなければならない。

(選任期日の公示)

第 17 条 選挙管理委員会は、役員の選任の期日を、14 日前までに公示（本会会報へ掲載）しなければならない。

(立候補届出)

第 18 条 役員の候補者となろうとする者は会員 5 名以上の推薦を受けて、その選任の期日の 7 日前までに、文書でその旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出は、午前 9 時から午後 5 時までの間にしなければならない。

(役員選任の議案提出)

第 19 条 理事会は、前条の規定に基づく役員候補者につき役員選任の議案を代議員会に提出する。

(経歴表の添付)

第 20 条 第 18 条の規定による立候補届には、経歴表を添付しなければならない。

2 経歴表に記載不備、偽りがある場合は立候補届の受理を拒否することができる。

(候補辞退)

第 21 条 候補者は、当該選任の決議が行われるまでに、文書で選挙管理委員会に届け出て、その候補者たることを辞退することができる。

(立候補届出書等の様式)

第 22 条 立候補届出書、経歴表及び候補辞届出書の様式は、別紙で定める。

(候補者一覧表の作成、経歴表の添付及び送付)

第 23 条 選挙管理委員会は、立候補届出の締切後候補者一覧表を作成し、立候補者経歴表を添付のうえ、すみやかにこれを代議員に送付しなければならない。

2 前項の一覧表における候補者の氏名の記載の順序は、選挙管理委員会委員長がくじによって定める。

(候補者名簿)

第 24 条 選挙管理委員会は、候補者名簿を作成し、選任の当日、これを代議員に配付しなければならない。

(候補者の氏名掲示)

第 25 条 選挙管理委員会は、選任の当日、投票所内に候補者の氏名を掲示しなければならない。

2 前項の候補者の氏名の掲示の順序は、候補者一覧表の記載の順序による。

3 第 21 条の規定による候補の辞退があった場合においては、氏名掲示の中から、当該候補者の氏名を抹消する。

(投開票立会人)

第 26 条 選挙管理委員会委員長は、選挙管理委員の中から投開票立会人 3 人を指名し、投票及び開票に立ち合わせなければならない。

(開票管理人)

第 27 条 選挙管理委員会委員長は、選挙管理委員の中から開票管理人 3 人を指名し、開票に関する事務を担当させなければならない。

(選任の方法)

第 28 条 役員の選任は、投票によって行う。ただし、候補者の数とその員数を超えないときは、他の方法によることができる。

(投票用紙)

第 29 条 投票用紙の様式は、別紙で定める。

(投票の方法)

第 30 条 投票の方法は、選任すべき役職の員数に応じ、単記投票又は連記投票によるものとし、候補者氏名の上の枠内に○の記号を記載して行う。

2 投票は、無記名投票とする。

(無効投票)

第 31 条 次の投票は、無効とする。

(1) 正規の用紙を用いないもの

(2) 候補者の何びとに投票したかを確認し難いもの（ただし、候補者の何びとに投票したのかを確認できる記載と確認し難い記載が混在する場合には、何びとに投票したかが確認できる記載のみを有効投票として扱う。）

(3) 定められた数を超えて候補者に投票したもの
(投票の効力)

第 32 条 投票の効力は、投開票立会人の意見を聞き、開票管理人が決定する。
(開 票)

第 33 条 開票管理人は投開票立会人立会の上投票箱を開き、先ず投票を調査し、投開票立会人の意見を聞き、その投票を受理するかどうかを決定しなければならない。

2 開票管理人は、投開票立会人とともに投票を点検し、その点検が終わったときは、直ちにその結果を選挙管理委員会委員長に報告しなければならない。
(選任当日の補欠の選任)

第 34 条 候補者が定数に達しないときには、代議員会の決議によって、当該選任の当日においても、補欠の選任を行うことができる。この場合においては、第 17 条、第 18 条（期間に関する部分の規定）、第 23 条、第 24 条、第 25 条第 2 項の規定は、適用しない。

(得票数が同じであるときの当選人)

第 35 条 当選人を定めるにあたり得票数が同じであるときは、選挙管理委員会委員長がくじで当選人を決める。

(当選人決定の報告)

第 36 条 当選人が決定したときは、選挙管理委員会委員長は、すみやかに、当選人の氏名及び得票数、その選任における各候補者の得票数その他必要な事項を、代議員会に報告しなければならない。

(当選証書の交付)

第 37 条 選挙管理委員会は、当選人に対して、当選証書を交付する。

(役員任期の起算)

第 38 条 役員任期の起算は、その選任が行われた時からとする。

第 4 章 代議員及び予備代議員の選出

(代議員及び予備代議員の選出の委託)

第 39 条 定款第 17 条及び第 19 条の規定に基づく本会の代議員及び予備代議員の選出は、郡市地区等医師会に委託して行う。

2 会長は、前項の委託に関する状況の報告を、いつでも郡市地区等医師会に対して、求めることができる。

3 第 1 項の選出が本章の定めるところにより適正に行われるよう、会長は必要と思料する処置の実施を、いつでも郡市地区医師会長に対して、求めるこ

とができる。

(代議員及び予備代議員の定数基準)

第 40 条 本会の代議員の定数は、会員総数 50 名以内の郡市地区等医師会においては 1 名、50 名を超えるものにおいては、50 名又はその端数を加えるごとに 1 名を加えた員数とする。

2 予備代議員の数は、代議員の数と同数とする。

(代議員選出における会員名簿及び員数決定)

第 41 条 本会の代議員の選出の基準となる本会会員数は、毎年 12 月 31 日現在の会員名簿による。

2 各郡市地区等医師会において選出すべき本会の代議員の員数は、本会の決定したものによる。

(会員数の異動)

第 42 条 本会の代議員の選出後において、当該郡市地区等医師会の会員数に異動があっても次の改選期までは、その代議員の定数は変更しない。

(代議員及び予備代議員への立候補)

第 43 条 本会の代議員及び予備代議員となろうとする者は、郡市地区等医師会において行われる福島県医師会代議員及び予備代議員の選出に係る締切日までに、当該郡市地区等医師会に届け出なければならない。

2 会員が他の会員を本会の代議員及び予備代議員の候補者として推薦しようとするときは、前項と同様、その旨を届け出なければならない。

(代議員及び予備代議員の候補者の公示)

第 44 条 郡市地区等医師会は、前条の規定により届出のあった本会の代議員及び予備代議員の候補者については、これを当該郡市地区等医師会で、その選出を行わなければならない。

(代議員及び予備代議員選出の報告)

第 45 条 郡市地区等医師会において本会の代議員及び予備代議員の選出が行われたときは、当該郡市地区等医師会会長は、その代議員及び予備代議員の氏名、生年月日、住所及び略歴を特段の理由がない限り 4 月末までに、補欠の選出の場合にはその都度、本会会長に報告するものとする。

第 5 章 議長及び副議長の選定

(仮議長)

第 46 条 代議員会の議長及び副議長がともに欠けたときは、代議員会において、代議員の年長者の中から仮議長を選定し、議長の職務を行わせる。

(代議員会の議長及び副議長の選定)

第 47 条 代議員会の議長及び副議長の選定は、役員を選任に関する規定を準用する。

- 2 前項の場合においては、第 31 条の規定を準用する。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、候補者の数が各 1 名を超えないときは、他の方法によることができる。

第 6 章 裁定委員の選任

(裁定委員選任)

第 48 条 定款第 51 条の規定に基づく裁定委員の選任については、役員の選任に関する規定を準用する。

第 7 章 選挙運動

(選挙運動における遵守事項)

第 49 条 候補者及びその他の会員は、選挙に関し、他人の名誉を傷つけあるいは会員としての品位を損なうような運動をし、または会員以外の者にこれをさせてはならない。

(地位利用による選挙運動の禁止等)

第 50 条 選挙管理委員及び事務局職員はその職務の執行を怠り、又は特定の候補者もしくはその関係者を支持するがごとき言動を行い、又はその職権を濫用して選挙の自由を妨害することがあってはならない。

附 則

- 1 この改正細則は、昭和 32 年 4 月 1 日より適用する。
(昭和 32 年 5 月 5 日理事会決定)

附 則

- 1 この改正細則は、昭和 40 年 4 月 1 日より適用する。
(昭和 40 年 4 月 14 日理事会決定)

附 則

- 1 この改正細則は、昭和 41 年 4 月 1 日より適用する。
(昭和 41 年 4 月 19 日理事会決定)

附 則

- 1 この改正細則は、昭和 56 年 4 月 1 日より適用する。
(昭和 56 年 4 月 21 日理事会決定)

附 則

- 1 この改正細則は、昭和 56 年 4 月 1 日より適用する。

(昭和 56 年 12 月 15 日理事会決定)

附 則

(施行期日)

- 1 この改正施行細則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
(役員等選挙に関する規程の廃止)
- 2 社団法人福島県医師会役員等選挙に関する規程(昭和 56 年 12 月 15 日理事会決定)は廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正施行細則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 6 年 3 月 13 日理事会決定)

附 則

(施行期日)

- 1 この改正定款施行細則は、平成 17 年 12 月 21 日から施行する。
(平成 17 年 12 月 21 日理事会決定)

附 則

(施行期日)

- 1 この改正定款施行細則は、議決の日から施行する。
(平成 20 年 2 月 6 日理事会決定)

附 則

(施行期日)

- 1 この改正定款施行細則は、議決の日から施行する。
(平成 21 年 12 月 16 日理事会決定)

附 則

(施行期日)

- 1 この定款施行細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。